

平成 20 年 1 月 29 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

投資信託新商品「グローバル財産 3 分法ファンド（毎月決算型）」の取扱開始について

当行は、平成 20 年 2 月 1 日（金）より、下記の通り投資信託新商品「グローバル財産 3 分法（毎月決算型）」の取扱を開始いたしますのでお知らせします。

「グローバル財産 3 分法（毎月決算型）」は実質的に世界各国の株式、上場不動産投資信託（REIT）および新興国の債券に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う商品です。

当行では、投資信託を資産運用の一助にご利用いただけるよう、今後ともお客様のニーズにお応えする商品の取扱を行ってまいります。

記

1. 取扱開始日

平成 20 年 2 月 1 日（金）より

2. 商品の主な特徴

- I. ファミリーファンド方式*により、世界各国の株式、上場不動産投資信託（REIT）および新興国の債券に分散投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
*ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部又は一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。
- II. 原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ 3 分の 1 程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入れ比率の調整を行います。
- III. 世界各国の株式への投資では、世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。世界各国の REIT への投資では、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。新興国の債券への投資では新興国（エマージング・カントリー）のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。
- IV. 実質外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いません。毎月決算を行い、収益の分配を行います。

※お申込にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認ください。

◆ 本件に関するお問い合わせ
西京銀行営業統括部（担当：溝國）
TEL 0834-22-7663

商 品 概 要

ファンド名	グローバル財産 3 分法ファンド
商品分類	追加型株式投資信託
主な運用方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行う。
主要投資対象	グローバル株式インカムマザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下、総称して「親投資信託」または「マザーファンド」ということがある。)の各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とする。
信託設定日	2006 年 10 月 14 日
信託期間	無期限とする。ただし、受益者のため有利であると認めるとき、その他の理由により信託を終了させることがある。
取扱開始日	平成 20 年 2 月 1 日(金)
クローズド期間	なし。
決算日	毎月 12 日(休業日のときは翌営業日)
収益分配方針	毎月 12 日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行う。なお、原則として安定した分配を継続して行うことを目指す。また、毎年 7 月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがある。
収益分配金取扱	① 分配金受取コース 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して 5 営業日以内に受益者に支払う。 ② 分配金再投資コース 収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資。
販売手数料	取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜き 3.0%)を乗じた額とする。
信託報酬	信託報酬の総額は、純資産総額に対し年率 1.5015%(税抜 1.4300%)を乗じて得た金額とする。 この他監査費用として、純資産総額に対し年率 0.0084%(税抜 0.0080%)以内が必要となる。
取得申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額とする。
取得申込単位	1 万円以上 1 円単位
解約価額	解約請求日の翌営業日の基準価額とする。
解約単位	1 口単位
信託財産留保額	解約請求日の翌営業日の基準価額の 0.25%とする。
解約代金の支払	原則、解約請求日から起算して 6 営業日目からとする。
受益権の取得申込みおよび一部解約請求に関する留意点	取扱販売会社の営業日であっても、受益権の取得申込日(継続募集期間)あるいは一部解約の請求日が、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合には、取得の申込および一部解約の請求の受け付けを行わない。
主な投資リスク	価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク、リート構造上のリスク、ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク 等
委託会社	国際投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

投資信託に関するご注意

投資信託のリスクについて

- ・投資信託は、国内外の株式・公社債などを投資対象にしますので、組み入れ有価証券の価格の下落や、組み入れ有価証券の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

※詳しくは、店頭にご用意している契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

投資信託取引に係る費用

- ・申込手数料…申込時に直接ご負担いただく費用
申込口数、申込金額に応じ、申込日または申込日の翌営業日の基準価額に対し最大3.675%
- ・信託財産留保額…換金時に直接ご負担いただく費用
換金申込日または換金申込日の翌営業日の基準価額に対して最大0.5%
- ・解約手数料…換金時に直接ご負担いただく費用
1万口につき最大105円(税込)
- ・信託報酬…投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
信託財産の純資産総額に対して最大年2.7125%
- ・その他の費用…投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
上記のほかに「監査報酬」「有価証券売買時の売買委託手数料」「外国における資産の保管等に要する費用」などを、ファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

※これらの手数料はファンドや保有期間、申込金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。

※詳しくは、店頭にご用意している契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

投資信託についてのご注意

- ・投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。
- ・当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、店頭にご用意している契約締結前交付書面および投資信託説明書(目論見書)の内容を十分にお読みください。